

ノンオペレーションチャージ(N.O.C)とレンタカーの保険について

N.O.C 営業補償について (免責補償の加入・未加入に関わらず、必ず発生します)

事故、盗難、故障、汚損等での修理期間中の営業補償として

自走して帰着した場合 20,000円

自走できない場合 50,000円 を申し受けます。

※また、事故後無理に自走し、破損部分が拡大した場合は修理費用全額お客様のご負担になります。

※車両の入替えが必要なほどの事故の場合、自走が可能であっても50,000円申し受けます。

保険と免責補償制度について

対人 — 1名につき無制限 (自賠責保険を含む)

対物 — 1事故につき無制限 (免責5万円)

車両 — 1事故につき時価額 (免責5万円) ただしマイクロバス・1NO貨物車は10万円

人身傷害 — 1名につき3000万円まで

搭乗者の自動車事故によるケガ (死亡・後遺症を含む) につき、運転者の過失割合に関らず、損害額を補償します。(限度額3000万円: 損害額認定は保険約款に基づき保険会社が実施)

* 保険の免責金額および給付される保険金を超える損害額はお客様の負担となります。

免責補償料 1,000円(消費税別) / 1日(マイクロバス・貨物車を除く) この制度に加入しますと、

車両保険の免責金額 5万円

対物保険の免責金額 5万円

以上が、免除されます。

※当社のホームページ、またはお電話で直接ご予約されたお客様は自動的に免責補償制度に加入済みになります。

免責補償・保険の適用外

免責補償の適用外事例

- ・ 交通違反の状態での事故のすべて。
- ・ その他重大な交通違反が原因で事故が発生した場合。
- ・ ペットの毛、もしくは汚物等の汚れ・臭いによる車内の損害。
- ・ タイヤのパンク・バースト、ホイールのまがり・ホイールキャップの紛失による損害。
- ・ 禁煙車内での煙草の使用、灰・臭い等の汚れ。

保険そのものが適用できない事例

- ・ 事故現場から警察への届出を怠った場合 (警察の事故証明が取得できない場合)。
- ・ 勝手に相手側と示談した場合。
- ・ 事故現場から営業店への連絡を怠った場合。
- ・ 貸渡期間を無断延長して事故を起こした場合。
- ・ 飲酒、無免許運転。
- ・ 道路交通法が適用される車道以外での事故 (海岸、河川敷、林間等)。
- ・ お客様の所有、使用、管理する車両等との事故。
- ・ 営業店敷地内での事故。
- ・ 用途外使用に起因する車両の損傷または事故。
- ・ 当社の貸渡約款の条項に違反して使用した場合。

これらの場合、保険による補償が受けられません。あらゆる損害はお客様への実費請求となります。

くにさきレンタカー